

## 農地における生物多様性への取り組みの実施状況と 課題： イングランドにおける環境スチュワードシップ 制度の事例

野村，久子

九州大学大学国際教育センター | 九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門国際農業資源開発経営  
経済学講座環境生命経済学研究室

矢部，光保

九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門国際農業資源開発経営経済学講座環境生命経済学研究室

和泉，真理

JA総合研究所 | 九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門国際農業資源開発経営経済学講座環境生  
命経済学研究室

平井，一男

農林水産技術情報協会 | 九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門国際農業資源開発経営経済学講  
座環境生命経済学研究室

他

<https://doi.org/10.15017/18870>

---

出版情報：九州大学大学院農学研究院学芸雑誌. 65 (2), pp.143-149, 2010-10-29. 九州大学大学院農学  
研究院

バージョン：

権利関係：

## 農地における生物多様性への取り組みの実施状況と課題 — イングランドにおける環境スチュワードシップ制度の事例 —

野村 久子<sup>1\*</sup>・矢部 光保<sup>2</sup>・和泉 真理<sup>3</sup>  
平井 一男<sup>4</sup>・西尾 健<sup>5</sup>

九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門国際農業資源開発経営経済学講座環境生命経済学研究室  
(九州大学・九州大学・JA 総所・農林水産技術情報協会・法政大学)

(2010年6月30日受付, 2010年7月9日受理)

### The Implementation Framework and Practical Issues of the Agri-Environmental Stewardship in England

Hisako NOMURA<sup>6</sup>, Mitsuyasu YABE<sup>7</sup>, Mari IZUMI<sup>8</sup>,  
Kazuo HIRAI<sup>9</sup> and Takeshi NISHIO<sup>10</sup>

Laboratory of Environmental Life Economics, Division of International Agricultural Resource Economics  
and Business Administration, Department of Agricultural and Resource Economics,  
Faculty of Agriculture, Kyushu University, Fukuoka 812-8581, Japan

#### はじめに

英国は国土の77%が農業用に利用されており、その比率は欧州連合 (EU) の中でも特に高い。そのため農地もまた動植物の貴重な生息地であり、農地での生物多様性を高める取組が積極的に行われてきている。現在、イングランドではこのような目的に沿って農業環境政策の諸制度が「環境スチュワードシップ (管理) 制度」(Environmental Stewardship, 以下ES制度とする) に統合されてきている<sup>註1)</sup>。

この「管理」に当たる「スチュワードシップ」とは、受託責任、あるいは、ある一定の責任をもつ世話役を務めるという意味であり、国から農業環境政策の実践を委託された土地所有者や農家が、農薬や化学肥料による環境負荷を減らし、機械化で失われてしまった景観や生態系をよみがえらせる、またその維持の管理をする役目を担うとされる (Van Huylenbroeck and Whitby, 1999)。

ES制度は2005年より施行され、2009年7月にはイングランド全農用地の54.7%を占めるに到った。ま

<sup>1</sup>九州大学国際教育センター

<sup>2</sup>九州大学大学院農学研究院農業資源経済学専攻環境生命経済学研究室

<sup>3</sup>JA 総合研究所

<sup>4</sup>農林水産技術情報協会

<sup>5</sup>法政大学

\* Corresponding author (E-mail: hnomura@agr.kyushu-u.ac.jp)

<sup>6</sup>Kyushu University, International Education Centre

<sup>7</sup>Laboratory of Environmental Life Economics, Division of International Agricultural Resource Economics and Business Administration, Faculty of Agriculture, Kyushu University

<sup>8</sup>JA Integrated Research Institute

<sup>9</sup>Association of Technology Information for Agriculture, Forestry and Fisheries

<sup>10</sup>Hosei University

註1) 制度改革の1つの目的として、複雑化・肥大化した組織と手続きを統合するにより、行政コストの節減を図ることとも挙げられる (DEFRA and Natural England, 2008)。

た、EUの共通農業政策（CAP）には、市場介入と直接支払などに係る「第1の柱」と農村振興政策に係る「第2の柱」に分けられるが、さらに後者の第2軸「環境及び農村空間の改善」に位置づけられるES制度は、イングランド農村振興政策予算の81%を占める。

このES制度には、比較的容易な取り組みを対象とした入門レベルステewardシップ（Entry Level Stewardship：ELS）と、より高度な取組を対象とする高次レベルステewardシップ（Higher Level Stewardship：HLS）がある。ELSではポイント付与の対象となる取り組みのオプションは60ほどであり、HLSでは300近くある。ESの対象となる除草剤を使わない緩衝帯やビートルバンク（昆虫生息緩衝帯）の設置、昆虫や鳥の餌となる種・花粉・蜜の豊富な野草の混播などのオプションは、3年間の研究の成果を受けて生物多様性の保護に有効なものが選ばれている（DEFRA, 2007）。

イングランドの農業環境制度は複数の観点から研究されている。まず、Hodge and Reader（2010）は2007年時点の農家参加の取り組み状況をみることで農家のES制度の選択オプションに地域差のあることを示した。また、Wallis and Jones（2008）はES制度に参加することによる参加農家所得への影響をみて、ELSプログラムに参加する農家は、経済合理的な行動をとり、このプログラムへの参加に伴う損失よりも、参加から得られる給付金が多い場合のみ参加していることを示した。他方、我が国による調査では制度の全体像及びES制度のオプションなども明らかにされている（農林水産省、2005）。しかしながら、申請から協定実施までの仕組み、ES制度の運営上の他組織との連携、取り組みの実態や課題はあまり知られていない。

本報告では、農業環境保全に影響を与えるES制度について、現地調査を踏まえ、特に耕地に関連するオプションに焦点を当てながら、EU規則と関連付けつつ取り組みの仕組み、その現状および課題を明らかにする。

## イングランドにおける農業環境制度の仕組み

イングランドの農業環境制度を概観すれば、まず、広く農業者が参加する単一支払制度（single payment system; SPS）が挙げられる。このSPSへの参加要件としてのクロス・コンプライアンスは農業者に最低限の環境的農の実践を課すものである。この上に、社会的に見て維持すべきとされる水準以上の環境便益の提

供に対して助成金を与えるES制度があり、比較的広い地域を対象とするELSと環境価値の高い特定の地域を対象とするHLSに分かれる。さらに、特別科学関心地区（Sites of Special Scientific Interest；SSSI）のように環境価値が高く脆弱な地域に対して、これを保護し助成する指定制度がある。このように、農業者が係る環境保全制度は大きく4つに区分できる。

イングランドの農業環境政策は、1985年の欧州連合（EU）の農業構造の効率改善に関するEU理事会規則797/85の19条に基づく（Van Huylenbroeck and Whitby, 1999）。この規則でEUは、自然生態系保護の要請に合致した農業生産手段の導入や継続に寄与し、農業者の適正所得の確保を目的として、加盟国が環境保全区域において特別な措置を講じることを認めた。これによりEU加盟国は環境面で慎重な配慮を要する地域（Environmentally Sensitive areas：ESAs）において、農業者に対し特別な助成（環境支払い）をすることが可能となった。

環境サービスの具体的な提供方法は、環境保全的な農業を誘導する助成を定めたEU理事会規則1257/1999第22条により、

1. 環境・景観・自然資源・土壌・遺伝的多様性の保護や向上と両立するような農地の利用
2. 環境に好ましい粗放的な農法及び集約度の低い牧草経営システム
3. 高い自然的価値を持ちながら、その存在が脅かされている農業環境の保全
4. 農地の景観及び歴史的特徴の維持
5. 環境保全的農法の利用

を対象として行われる。

イングランドのES制度の目的を見ると、この規則1257/1999第22条がそのまま反映されていることがわかる（矢部・野村、2009）。

また、2007年から2013年までのEU農村振興政策はEU理事会規則1698/2005により、これまで通りの農村振興施策への支援の持続と、持続可能な農村振興のための具体的な戦略強化を図ることが定められた。

このように、イングランドの農業環境制度は、1985年EU規則に基づいた1986年のEnvironmental Sensitive Areas（ESAs）を第一段階とし、それを耕地に拡大させた1991年のThe Countryside Stewardship Scheme（CSS）を第二段階とするならば、1999年の環境保全的な農業を誘導する助成を定めたEU規則と2005年の農村振興農業基金に関する理事会規則に基づいて2005年に施行されたES制度はその第3段階である（Hodge

and Reader, 2010).

次節では、ES制度の仕組みについて、文献では分かりづらい実態を現地調査によって明らかにし、今後の課題を展望する。

### 申請から実施までの仕組み

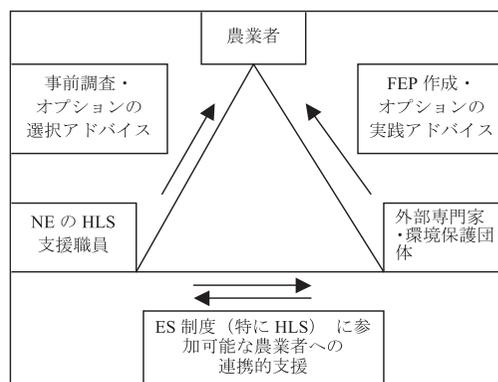
#### 1 入門レベルスチュワードシップ (ELS)

DEFRAの公的執行機関であるイングランド自然保全局 (Natural England, 以下NEとする) は、本部、地域局、そして地方事務所があるが、実際の農業者との連携は地方事務所で行なっている。例えば、南東地域局は6つの地方事務所で構成されており、それぞれの地方事務所にELSの事務手続きをする職員とHLSの支援職員である地元アドバイザーがいる。基本的にELSは事務的手続きのみで申請内容が認められ、助成金が支払われる。なお、申請はインターネットでも書面でも可能となっている。

まず、農業者や土地所有者は農村歳出庁 (rural payment agency : RPA) を通じて土地を登録する。これは単一支払制度 (single payment system : SPS) にも必要な登録であるため、ほとんどの農業者は登録している。そして、FER (farm environment record) と呼ばれる農地環境記録を作成する。この記録には、オプション毎に、単位面積当たりポイント数に実施面積を乗じ、単位メートル当たりポイント数に実施距離を乗じて、対象地の総ポイント数が計算される。ただし、参加する土地は1ヘクタール当たり30ポイント以上であることが条件となる。そして、農業者や土地所有者は、この記録と登録した土地の地図の2点を用意して申請する。申請は随時受け付けられ、次月の初め分から助成金を約6ヶ月後に一年間に2回に分けて受け取ることができる。

#### 2 高次レベルスチュワードシップ (HLS)

一方、HLSの申請から協定までの仕組みは第1図のようになる。基本は、農家からHLSに応募することである。しかし、NE地方事務所のHLS支援職員や地元アドバイザーが、HLSに適した土地を見つけると農家を訪問しHLSへの参加を勧誘する場合がある。あるいは、農家がセミナーなどに参加し地元コンサルタントからアドバイスを受けたことが契機となり、農家からNEに連絡を取ることもある。その場合には、セミナーを開いた地元コンサルタントが引き続き、後述の農地環境計画書 (Farm Environmental Plan : FEP) の作成を請け負うことが多い。さらに、環境保護団体が保



第1図 申請から協定実施までの仕組み

資料：2009年7月の現地調査を基に作成

全に値する土地を見つけるとNEに連絡をとって保全を働きかけることもある。

いずれの場合であっても農家がHLS申請の意向を示すと、次の段階としてNEのHLS支援職員が農家の話を聞きながら、対象地の中に貴重な動植物がいるか、あるいは貴重な動植物の生息地があるかどうかを事前に調査する。その場合、英国王立鳥類保護協会 (the Royal Society for the Protection of Birds : RSPB) が有する鳥類の豊富なデータベースは、申請対象地の生物多様性を確認する上で重要な指標となっている。

このような手続きは、HLS申請にあたっての実質的な第一次審査に相当する。このHLS選定においては、目標地域 (target area) 内の農地が優先されるが、目標地域でなくとも貴重な動植物生息地 であると判断されれば申請できる。

次に、対象地がHLS申請に適した農地と判断された後、民間団体である農業野生生物アドバイザーグループ (次に、対象地がHLS申請に適した農地と判断された後、民間団体である農業野生生物アドバイザーグループ (FWAG) や地元コンサルタントなどの外部専門家が農業者からの依頼を受けて農地環境計画書 (FEP) 作成のための調査を行う。そして、その調査結果に基づいて申請を行い、約4ヶ月を経て具体的な取組み内容を定めた農業協定が結ばれる。この農地環境計画書のための調査費用はNEが負担する。FEP作成のためのコンサルタントの費用は、土地の大きさにより、例えば、6ha以下の場合には395ポンド、15ha以下の場合には555ポンドなどである。

## 取り組み上の課題

### 1. 入門レベルスチュワードシップ

#### (1) オプションによる参加率の差異

2008年の見直しを経てELSは59オプションとなった。その中には、耕地に関わるオプションとそうでないオプションがある。後者の例としては、森林での木の管理、伝統的な農場構築物の維持管理などである。前者については、さらにその土地で生産を行わないなど、耕地面積の削減をとまうオプションが12ある。これら12のオプションを第1表に示した。中でも、「農耕地に6メートルの緩衝帯を設ける」と「農耕地の角地の管理」という2オプションに参加が集中し、そのポイントがES総ポイントに占める割合は各4.1%である。しかし、他のオプションの参加率は低いために、耕地面積の縮小に直結するオプションへの参加は全体の13.8%にとどまっている。

他方、生垣や溝の管理などの耕地の境界部分の管理など耕地面積を削減させないですむオプションへの参加率は高く、総ポイントの37.6%を占める。しかし、特に生垣に関する3オプションに集中し、それらで24.9%も占めている。

なお、生態学陸水学センターの研究成果によると、「花粉や蜜の多い花の混播」や「ビートルバンクを設置」した場合には様々な種類の昆虫や蜂の増加し、後者の場合にはブラムシを捕食する天敵が確認されるなど、生物多様性の増加が認められている(DEFRA, 2007)。しかし、これらオプションの参加率は低く、その効果が広く発現しているとは言い難い。

第1表 耕地面積に影響を与えるオプション

オプションの内容	割合 (%)
考古学的価値を有する農耕地での耕作中止	0.6
耕地内の木の周りの緩衝帯の設置	0.3
農耕地での2mの緩衝帯の設置	0.4
農耕地での4mの緩衝帯の設置	2
農耕地での6mの緩衝帯の設置	4.1
農耕地にある池の周りの緩衝帯の設置	0.1
農耕地の角地の管理	4.1
野鳥のための種子の混播	1.3
花粉や蜜の多い花の混播	0.6
ビートルバンクの設置	0
ひばりの保護地の確保	0.1
耕地に生産を行わない6mの緩衝地帯の設置	0.2
合計	13.8

資料：Hodge and Reader (2010) を基に作成。

さらに、参加に影響を与える要因を分析すると、耕作地が大きい場合や穀物類が盛んに栽培されている地域の場合には、ES制度に積極的に参加する傾向があるという。他方、旧制度のCSSとESAに参加している場合には、まだES制度への参加をしていないために参加と負の関係となっており旧制度から新制度への移行中であることを示している。

以上を考慮すると、いずれにせよ、花粉や蜜の多い花を混播し緩衝帯を設けることは、農薬・肥料の小川への流入や土壌浸食の防止、マルハナバチの保全や天敵の共存による害虫被害の抑制、また鳥や小動物の生息地・繁殖地の提供といった役割も果たすため、広大な耕作地で穀物類を栽培する農家を対象に、これらオプションへのさらなる参加を促す必要があるというのが生態の専門家の意見である。

#### (2) 助成水準の見直し

助成水準は1ヘクタール当たり均一30ポンドである。しかし、取り組みにかかる費用が遺失利益を上回るオプションがある。例えば、前述したチモシーによる緩衝帯設置の費用は1ヘクタール当たり70ポンド、花粉や蜜の多い花の混播も70ポンドと推計される。また移行費用も農家がオプションを選択する際の影響要因となっている(Falconer, 2000)。これら取り組み費用と移行費用などを考慮して助成水準が見直し進められている。例えば、農家が多様なオプションを組み合わせるよう1ヘクタール当たり助成を50ポンドまで引き上げられるか検討されている。

#### (3) 世代間での考え方の違い

また、ES制度への勧誘にあたり農家と直接接触する機会のあるNEの地元アドバイザーによりES制度の取り組みに対して、生産を重要視してきた古い世代と環境保全も生産の一部であり農業者の役目と考える若い世代とで、世代間で考え方の違いがあるということが指摘された。

#### (4) 入門レベルスチュワードシッププラス(ELS+)の導入

新たに「ELS+」が考案されている。現行の入門レベルでは資本活動への助成がない。そのため、環境保全に積極的な農家が資本活動を行う場合、その費用は自己負担になる。また、現行の入門レベルでは、NEは事務的手続きのみを行い、技術と知識を要するオプションに対する地元アドバイザーからの助言はHLSが対象なので、ELSでは助言が得られない。聞き取りによれば、農業に知識と技術が必要のように、ES制度に取り組むためにも知識と技術が必要である。

また、農家がセミナーなどに参加し、知識と技術を得ることで、ES制度への参加促進が期待される。農家の参加意欲を高めるためには、NE地元アドバイザーやコンサルタントの定期的な助言を受けられるような仕組みや、彼らの開くES経験者による検討会などが各地で行われる必要がある。今のところ、そのような活動を担っているのは、経験ある地元アドバイザーや栽培と生態の知識のある Farming & Wildlife Advisory Group (FWAG) に代表されるコンサルタント組織である。

ES制度がイングランド全農用地の54.7%で導入された現在、次の段階は、入門レベルの農家にも、環境へのより高い効果をもつオプションに積極的に取り組んでもらうことである。そのため、より環境価値の高いオプションの組み合わせを条件とし、コンサルタントからのアドバイスが受けられ、資本活動オプションもある入門レベルプラスの導入が検討されている。

## 2. 高次レベルスチュワードシップ

### (1) 旧制度からES制度への低移行率

前制度である Environmentally Sensitive Areas (ESAs) と Countryside Stewardship Scheme (CSS) とともに、2004年が最後の契約年であって、10年の契約期間を経て2013年に全契約が終了予定である。そのため、ES制度への契約更新を促している。2008年における、ESAsの更新率は24.39%、CSSにおいては30.16%である。

低更新率の一つの理由として、古い建物の保全などの資本活動は、HLSのみ申請でき、ELSではESAで得ていた資本活動への助成がもらえないことが挙げられる。つまり、ESAsとCSSの契約者がHLSに自動的に移行できれば問題はないが、仮に申請時点での競争によりHLSの選考からもれた場合には、ELSには資本活動のオプションがなく、資本活動により生じる利益がELSでは保護されないからである。

耕作可能地 (Utilisable Agricultural Area) の5.4%が旧制度のESAs、4.8%がCSS事業下にある。また、ESAへの2008年度の予算配分は14%、CSSへは27%である。現在でも41%の予算が配分されているこれら農家や土地所有者のES制度への参加の有無は、農村環境に少なからず影響をもたらすといえよう。

### (2) 申請対象地の制限

HLSの対象地域は、制度上の地域指定はないが、実際には運営機関であるNEが目標地域 (target area) と呼ばれる指定地域を中心にES制度への参加を推進

しているため、誰でも申請が出来るわけではない。具体的には、110の指定地域があり、そこは景観・環境価値や歴史的価値あるいは自然保全やアクセスの価値の高い地域である。また、限られた予算の中での公開競争のため、HLSにふさわしい土地であっても、取り組み内容や環境価値のより高い地域の方が応募すれば、選ばれないという問題もある。

## 制度全体の課題

制度全体の課題としては、第1に、CAP制度見直しが挙げられる。2009年から2013年にわたってCAP改正の見直しが行われる。新しいEU加盟国であるルーマニアやポーランドなどの東欧農業国は「第1の柱」の単一支払事業 (SPS) の拡大を求めており、英国やドイツなど農業環境制度を推し進める国は「第2の柱」の予算を確保したいとしている。この背景には、2010年からSPSに代表される所得助成がEU15カ国と同水準でEU新規加盟国に適応される事情がある。国内価格の引き下げを補填するための直接支払いは新規加盟国に2004年より暫時適用されている。新規加盟国への直接支払いの水準は、EU15カ国に適用される一般水準に対する比率で示されており、2010年には70%の比率で適応される。しかし、実際はこの比率に上限30%の「積み増し」が適応されており、2010年からEU一般水準の直接支払いが可能とされている (理事会規則178/2003第143a条) (是永, 2006)。このようにCAPの予算割当ての交渉において「第1の柱」の予算拡大を要求している。一方で、「第1の柱」から農村振興施策の「第2の柱」へのCAP予算の義務的転用 (モジュレーション) は英国の提言したもので、現在、EU内で5%の義務的転用が行われているが、英国のみが20%のモジュレーションを目標に、第1の柱から第2の柱に予算を移行している。その英国としてはES制度に代表される第2の柱の予算を維持したいと考えているところである。

第2に、地球温暖化問題への対応がある。農業は温室効果ガスであるメタンと亜酸化窒素を排出している。EUのデータによると、EU圏内の51%の亜酸化窒素は窒素肥料の微生物分解により、また、31%のメタンは反すう動物の腸内発酵により発生すると言われており (European Commission, 2008)。英国では温暖化ガス削減を推進するためのES制度オプションの研究もなされている。緩衝帯での窒素肥料の削減オプションや侵食による地中炭酸ガス排出の防止オプションなどがその例である。

第3に、制度評価がある。ES制度が果たしてどの程度環境に良い影響を与えたのかについて適切に評価するには多くの問題がある。例えば、さまざまな要素が結果に影響を与えるため完全な環境影響評価は困難である。また、制度の到達度を測るための指標が目標になってしまう場合、仮に鳥を指標としているときに、その鳥の増加が目標になってしまうと、確かにその鳥だけを増やしても、それに伴って環境全体がよくなっている保証がない、などである。

## ま と め

本報告では、農業環境保全に影響を与えるES制度について、現地調査を踏まえ、特に耕地に関連するオプションに焦点を当てながら、現地調査での聞き取りを中心に、これまで明らかにされてこなかった取り組みの仕組み、その現状および課題を明らかにした。

CAP制度見直しの中、EU加盟諸国の農業政策の方向性が再度問われている。英国は独自に自主的な20%のモジュレーションを目標に、第1の柱から第2の柱に予算を移行することでES制度に代表される第2の柱の事業を維持したいと考えているところである。

また取り組みの中身についても2008年度の中期制度見直しを受けて制度の改善を図っている。制度の目的と成果をつなげるためにES制度への参加、特に適切なオプションの取り組みへの参加を促すことが重要である。その中核的な役割を担っているのが経験あるNE地元アドバイザーや栽培と生態の知識のあるFarming & Wildlife Advisory Group (FWAG) に代表されるコンサルタント組織である。農家がセミナーなどに参加し、知識と技術を得ることで、ES制度への参加促進が期待されるため、農家の参加意欲を高めるためには、NE地元アドバイザーやコンサルタントの定期的な助言を受けられるような仕組みや、彼らの働くES経験者による検討会などが各地で行われることが必要である。

以上のように環境への配慮を大幅に取り組んだES制度は、生物多様性保護の維持・向上、あるいは温暖化対策を内容に盛り込みながら、持続可能な農業環境制度構築を目指して絶え間ない見直しの中にある。我が国においても直接支払いの議論が活発化してきてお

り、英国の農業環境制度の研究は得るところが大きいと言えよう。

謝辞：本報告は農林水産省「農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発(1271)」の成果の一部である。

## 文 献

- DEFRA (2007) Comparison of New and Existing Agri-environment Scheme Options for Biodiversity Enhancement on Arable Land, BD1624: Buzz Project, Research Project Final Report to DEFRA, NERC Centre for Ecology and Hydrology.
- DEFRA and Natural England 2008 *Environmental Stewardship Review of Progress*. London (England)
- European Commission 2008 *Climate Change: The Challenges for Agriculture*, Directorate-General for Agriculture and Rural Development. Brussels (Belgium)
- Falconer, K. 2000 Farm-level constraints on agri-environmental scheme participation: a transactional perspective, *Journal of Rural Studies*, **16**, pp.379-394
- Hodge, I. and M. Reader 2010 The introduction of Entry Level Stewardship in England: Extension or dilution in agri-environment policy? *Land Use Policy*, **27** (2) 270-282
- 是永東彦 2006 拡大EUの農業と農業政策. 平成17年度地域食料農業情報調査分析検討事業欧州アフリカ地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書. 農林水産省大臣官房国際部国際政策課/国際農林業協力・交流協会, 1-28頁
- 農林水産省農村振興局事業計画課 2005 海外における地域資源保全及び保全施策実態調査 報告書. 農林水産省
- Van Huylenbroeck, G. and M. Whitby eds. 1999 *Countryside Stewardship: Farmers, Policies and Markets*, Pergamon, Oxford (England)
- Wallis, J. R. and J. V. H. Jones 2008 The financial impact of Entry Level Scheme participation on farms in the Teesdale Less Favoured Area, *Journal of Farm Management*, **13**, pp.453-464
- 矢部光保・野村久子 2009 農業に有用な生物多様性の定量的指標・評価手法の開発に関する英国での現地調査報告. 欧米諸国における生物多様性維持と環境保全型農法との融合—EU及び英国の政策. 法政大学生命科学部植物医科学専修, pp.51-73

## Summary

Agri-environmental schemes in England have been transformed in recent years. The primary objectives of agri-environment schemes have developed from initially aiming to hold back intensification of agricultural lands towards stimulating environmental enhancement of rural area including the agricultural lands. With the introduction of Environmental Stewardship (ES), the previous schemes such as Environmentally Sensitive Area and Countryside Stewardship schemes are integrated into the ES. Although the framework of the scheme has been studied, the mechanism and the actual implementation process for promoting and enhancing the environment had not been well documented. Further, the paper examined how the scheme has contributed to enhancement of biodiversity on the agricultural land. This is the first study that illustrates the mechanism and the actual implementation of the ES for biodiversity enhancement. This paper summarizes lessons learnt from the ES in England and provides suggestions that promotes biodiversity enhancement on the agricultural land.

